国際知財司法シンポジウム2020 パネルディスカッション事例 - 個人識別番号保護シール事件 -

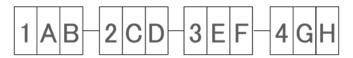
1. 事件

本件特許発明の進歩性について、特許無効審判で争われているものとする。

2. 背景説明 1

個人識別番号とは、典型的には役所から住民の一人一人に割り当てられる各住民に固有の番号である。住民は、居住する地方自治体の役所に個人識別番号の発行を申請する。個人識別番号は、役所から発送される個人識別番号通知書により、申請者に通知される。個人識別番号は、例えばアラビア数字その他の符号の組合せからなる12桁の符号からなる。個人識別番号は、税金の確定申告、転居の際の住民登録、運転免許証の申請、パスポートの申請等、各種の行政サービスを受ける際に、繰り返し本人確認手段として利用することが予定されている。したがって、個人識別番号の管理については、他人に盗み見られないような方法で管理する必要がある。

個人識別番号のイメージ



3. 本件特許発明

出願日 2015年3月20日

請求項の記載

「個人識別番号通知書の個人識別番号が記載されている部分に貼り付けて個人識別番号を隠蔽・保護するための、一度剥がすと再度貼り直しできない個人識別番号保護シールであって、前記個人識別番号保護シールを構成する粘着剤層の少なくとも前記個人識別番号に接触する部分には前記個人識別番号通知書に粘着しない非粘着領域を有することを特徴とする個人識別番号保護シール。」

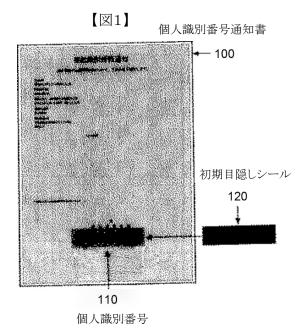
^{1「}個人識別番号」は、フィクションであり、実在の物とは一切関係ありません。

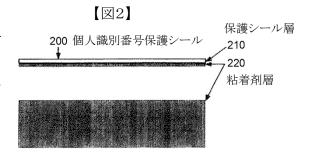
明細書及び図面の記載

【背景技術】

図1は申請者に送付される個人識別番号 通知書100の見本である。個人識別番号 を確認する場合,初期目隠しシール120 を剥がし,個人識別番号110を読み取る。 一度でも個人識別番号を確認してしまうと 個人識別番号を再度隠蔽・保護することが できず,他人に容易に盗み見られる状態 になってしまう。上記状態になった個人識 別番号通知書の個人識別番号記載部分 に貼り付けて個人識別番号に隠蔽・保護 するための個人識別番号保護シールが提 案されている。当該個人識別番号保護シールが提 案されている。当該個人識別番号保護シールが提 をないシールである。

図2は従来の個人識別番号保護シール2 00を示したものである。この個人識別番号 保護シール200を、例えば、図1に示す個 人識別番号通知書100の初期目隠しシー ル120を剥した後の個人識別番号110記 載部分に粘着剤層220を介して張り付け れば、個人識別番号110を隠蔽・保護す



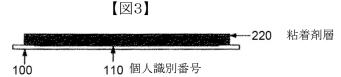


ることができる。個人識別番号保護シール200は保護シール層210と粘着剤層220とで構成される。粘着剤層220は保護シール層210に対する部分と、個人識別番号通知書100に貼り付けられる部分とでは性質が異なり、保護シール層210に対する部分の粘着力は非常に弱く、個人識別番号保護シール200を剥がすと保護シール層210のみが剥離し、粘着剤層220は個人識別番号通知書100に残留する。粘着剤層220と保護シール層210との粘着力が弱いので、保護シール層210を再度貼り直すことができないようになっている。

個人識別番号保護シール200は、一般の文房具店、書店等で販売されている。

【課題】

個人識別番号は、典型的には税金の確定申告、転居の際の住民登録、運転免許証の申請、パスポートの申請等、各種の行政サービスを受けるために、何度も利用される。その都度、前記個人識別番号保護シール200を剥がして個人識別番号110を確認し、その後新しい個人識別番号保護シール200を個人識別番号通知書100の個人識別番号110記載部分に貼り付けて個人識別番号110を隠蔽・保護する作業を行う。図3は個人識別番号保護シール200を何度も貼り付け、剥離を繰り返した後の個人識別番号通知書100の個人識別番号110記載部分の断面を模式的に現したものである。図3に示すように、粘着剤層220が何層にもわたって堆積していることが分かる。粘着剤層220が着色されていたり透明度が低い場合、粘着剤層220が多数積層すると個人識別番号110が読み取れなくなる場合がある。

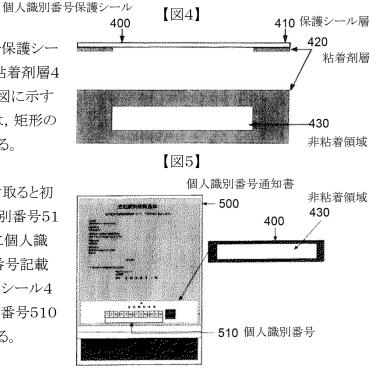


本発明は、上記従来の不都合を改善するために案出されたものであり、個人識別番号通知書記載の個人識別番号を有効に隠蔽・保護するとともに、個人識別番号が読み取り不能になることのない個人識別番号保護シールを提供することを目的とするものである。

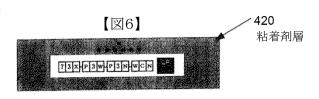
【実施例】

図4に示すように、個人識別番号保護シール400は、保護シール層410と粘着剤層420で構成する。図4下方の下面図に示すように、粘着剤層420の内部には、矩形の非粘着領域430が設けられている。

個人識別番号通知書500を受け取ると初期目隠しシールを開封し個人識別番号510を確認した後,図5に示すように個人識別番号通知書500の個人識別番号記載部の上部に,個人識別番号保護シール400を張り付けることで,個人識別番号510を再度隠蔽・保護することができる。



各種の行政サービス等を受けるために、個人識別番号510は、何度も利用される。その都度、個人識別番号保護シール400を剥がして個人識別番号510を確認し、その後新しい個人識別番号保護シール400



を個人識別番号通知書500の個人識別番号510記載部分に貼り付けて個人識別番号510を隠蔽・保護する作業を行う。図6は、個人識別番号通知書500から個人識別番号保護シール400を剥がした状態を示したものである。

【効果】

個人識別番号510を何度も使用すると上記作業を繰り返すことになり、結果、図7に示すように粘着剤層420積み上がるが、個人識別番号510の上には粘着剤層420が堆積しないので、たとえ粘着剤層420が着色されていたり、透明度が低い物質で構成されていたとしても、個人識別番号510が判読不能になることがない。



4. 文献1(公開特許公報)

公知日 2007年3月1日

請求項の記載

「個人識別番号通知書が地方自治体の役所から発送された際に個人識別番号を秘匿していた初期目隠しシールを前記個人識別番号通知書から剥がした後に前記個人識別番号を秘匿するための一度剥がすと貼りなおしが出来ない個人識別番号保護シール。」

明細書及び図面の記載

【背景技術】

現在,個人識別番号通知書の個人識別番号が記載された領域には、いわゆる初期目隠しシールが貼られることにより個人識別番号が通知される。この初期目隠しシールにより、個人識別番号の保護が図られる。初期目隠しシールは、一度剥がすと貼りなおしが出来ないシールである。

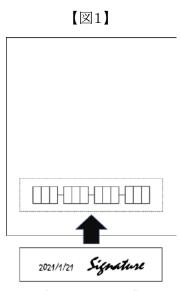
【課題】

各種の行政サービスを受ける際には、個人識別番号の提示が必要であり、個人識別番号 通知書に記載された個人識別番号を見て確認することになる。初期目隠しシールは上述 のように一度剥がすと貼りなおしが出来ないので、個人識別番号を一度見てしまうと個人 識別番号を再度隠すことが出来ず、個人識別番号の漏洩が問題となる。

【実施例】

図1のように個人識別番号保護シール100を個人識別番号通知書に個人識別番号を秘匿するために貼付する。具体的には個人識別番号通知書の点線部分に個人識別番号保護シール100を貼付する。

個人識別番号保護シールは個人識別番号を秘匿出来て、一度剥がすと貼りなおしが出来ないものを用いる。このようなシールは、不透明層と粘着剤層からなり、粘着剤層の裏面は、弱い粘着力で不透明層に保持される。他方、粘着剤層の表面は、強い粘着力を有し、シールを剥がすと、不透明層のみ剥離して、粘着剤層は残留するよう構成される。



100 個人識別番号保護シール

個人識別番号を用いる場合,貼付された個人識別番号保護シール100を剥がし,個人識別番号を確認する。剥がした個人識別番号保護シール100は,破棄する。そして,新たな個人識別番号保護シール100を個人識別番号の上に貼付し,シール100上に日付等,任意の情報を記入し,署名をして,個人識別番号を秘匿する。再び,個人識別番号を用いる際,この一連の作業を行う。

【効果】

個人識別番号保護シールを個人識別番号通知書に貼り付けることで,個人識別番号を 隠匿するので個人識別番号を保護できる。

5. 文献2(公開実用新案公報)

公知日 1988年6月15日

請求項の記載

「被着体の情報表示部を視認不能に覆う不透明部を備えたシート体から成り,前記情報表示部の周部に位置して前記シート体に剥離可能な印刷層を形成すると共に,該印刷層上に該シート体を被着体に接着するための感圧性接着剤層を積層して成ることを特徴とする秘密保持シート。」

明細書及び図面の記載

【背景技術】

近年,種々の資格試験,検定試験の合否結果等の個人情報を通知する通知書が試験 実施機関等より受験者に郵送されている。このような通知書は,一般的に,葉書又は封書 により郵送されているが,封書の場合は高コストである。従って,コスト的には葉書の方が 有利であるが,前記個人情報が人目に触れる欠点がある。

【課題】

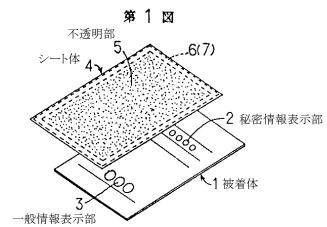
本考案は, 葉書等の被着体に接着することにより, 該被着体に表示された情報を視認不能に覆う秘密保持シートに係り, 該シートを一旦剥離してしまうと, 該シートを被着体に再度接着せしめても前記剥離による秘密漏洩の事実を隠匿できないようにしたものに関する。

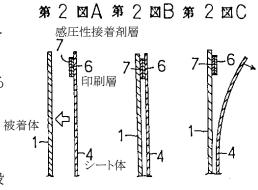
【実施例】

第1図乃至第3図に示す実施例において、被着体1としては葉書を例示しており、シート体4としては該葉書と同形同大のフィルム状合成樹脂シートを例示している。

被着体1は、例えば試験の合否等の秘密を 要する秘密情報表示部2と、発信人の名称等 の特に秘密を要しない一般情報表示部3とを 具備している。

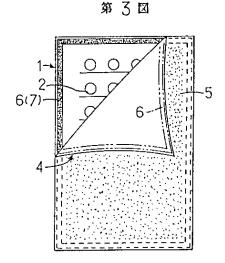
第2図 A に示すように、シート体4の裏面周縁には、不透明の印刷層6が剥離可能に形成され、該印刷層6上に感圧性接着剤層7が積層されている。印刷層6はシート体4の全周縁に連続して印刷形成し、同様に感圧性接着剤層7を連続して塗布形成している。感圧性接着剤層7の接着力は、印刷層6をシート体4から剥離する程度に強力であるから、シート体4の裏面において、被着体1に情報が印刷される部分、すな被着体わち秘密情報表示部2及び一般情報表示部3に重なる裏面中央には、感圧性接着剤層7を設けない。





先ず,第2図 A のように,被着体1に対して,シート体4の露出せしめた接着剤層7を所定の位置決め状態で重合し押圧する。これにより,第2図 B のように,シート体4は被着体1に重合接着され,前記秘密情報表示部2が不透明部5により視認不能に覆われる。

ところで、シート体4を被着体1より剥離すると、第 2図 C 及び第3図に示すように、印刷層6はシート体4に対して剥離可能である一方、感圧性接着 剤層7に接着されているから、引き剥がされるシート体4に追従することなく、該印刷層6の大部分 又は少なくとも一部は不規則に接着剤層7上に 転移する。従って、シート体4を被着体1に再度 接着させようとしても、シート体4は前記剥離され た印刷層6上には接着せず分離状態にあり、元 の状態には復帰しない。



因に、上記実施例では、被着体1を葉書とした場

合について述べたが、包装用ダンボール箱等の包装物に記述した秘密情報表示部や、 文書の一部に記述された秘密情報表示部等に本考案の秘密保持シートを用いることが 可能である。

【効果】

他人がシート体4を被着体1から剥離して情報を取得したような事実があると、印刷層6の大部分又は少なくとも一部がシート体4から被着体1側に不規則に転移して復元を至難にせしめ、前記剥離の事実を記録するので、秘密漏洩を確実に感知することができるという効果がある。

6. 文献3(個人識別番号保護シールの利用者のブログ)

公知日 2009年9月30日

「市役所から送られてくる通知書には、個人識別番号の上にシールが貼られていますよね。このシールを剥がすと、薄い粘着剤層が残ります。一度剥がしたシールは、もう使えません。そこで、個人識別番号保護シールの出番です。新しいシールを個人識別番号の上に貼って、また隠すことができます。ただ、このシールを剥がすと、2枚目の粘着剤層が重なって残るんです。貼って剥がしてを繰り返すと、粘着剤層がどんどん厚くなっていきます。個人識別番号の印字は薄いので、番号が見えづらくならないか心配です。3重くらいなら大丈夫だと思いますが、個人識別番号を使う機会は、もっと多いですからね。」

7. 各公知文献のポイント

文献1~3のポイントは、以下のとおり。

文献1

- 複数回貼り替えることも想定した個人識別番号保護シールに関する発明である。
- 本件特許発明の課題(反復して個人識別番号保護シールを貼り替えても個人識別番号が判読不能とならないようにすること)は記載されていない。
- 個人識別番号保護シールが、「非粘着領域」を有するかは、記載されていない。
- 個人識別番号保護シール上に日付,署名等を記す旨の記載がある。このことが,他人が盗み見をして貼り替えたことを感知する作用・機能を有することは明記されていないが自明と考えられる。

文献2

- 秘密保持シートは、被着体として実施例の葉書の他、文書の一部に記述された秘密 情報表示部等に用いることが可能であるが、何度も参照する個人識別番号に用いるこ とは、記載されていない。
- 本件特許発明の課題は記載されていない。
- 秘密保持シートは、葉書などの被着体が受領者に届くまでの間、秘密情報を保護する 一回性のものであって、一旦剥離したシート体をそのまま再度貼り付けることは不可能 であり、不透明な印刷層の少なくとも一部が不規則に被着体側に転移するので、他人 が勝手に開封した場合に感知が可能である旨記載されている。
- 情報表示部の上には感圧性接着剤層は設けないことが記載されている。

文献3

- 個人識別番号保護シールの一利用者の視点が本件特許の出願日から5年以上前の ブログに記載されている。
- 本件特許発明の課題に言及した唯一の証拠である。

8. 本件特許発明と各公知文献の比較表

	本件特許発明	文献1	文献2	文献3
用途	個人識別番号	個人識別番号	試験合否結果	個人識別番号
情報の性質	• 秘密性	• 秘密性	• 秘密性	• 秘密性
	• 反復性	• 反復性	• 一回性	• 反復性
従来技術の問題	情報の判読不能	反復して利用する	一回のみ利用する	情報の判読不能
		情報の漏洩	情報の漏洩	
発明が解決した課題 /発明の効果	情報の判読不能	反復して利用する	他人によるシール	なし
	の回避	情報の秘匿	剥離行為の感知	(問題提示のみ)
			(不規則に転移す	
			る不透明な印刷	
			層)	
主体	• 貼付: 利用者	• 貼付: 利用者	• 貼付: 発送者	• 貼付: 利用者
	• 剥離: 利用者	• 剥離: 利用者	• 剥離: 利用者	• 剥離: 利用者
構成	• 情報部上は非	• 情報部上に非粘	• 感圧性接着剤	• 情報部上も粘着
	粘着領域	着領域があるか	層の上に不透明	領域
		は不明	の印刷層	
			• 情報部上は感	
			圧性接着剤領	
			域なし	
作用•機能	• 情報の判読不能	• 反復して利用す	• 一回のみ利用す	• 反復して利用す
	の回避	る情報の秘匿	る情報の秘匿	る情報の秘匿
	• 反復して利用す	• 他人によるシー	• 他人によるシー	
	る情報の秘匿	ル貼り替え行為	ル剥離行為の感	
		の感知(署名)	知(不規則に転	
			移する不透明な	
			印刷層)	

9. 一致点と相違点

本件特許発明と文献1発明との一致点、相違点は、以下のとおり。

一致点

「個人識別番号通知書の個人識別番号が記載されている部分に貼り付けて個人識別番号を隠蔽・保護するための、一度剥がすと再度貼り直しできない個人識別番号保護シールであって、前記個人識別番号保護シールを構成する粘着剤層を有する個人識別番号保護シール。」の点

相違点

本件特許発明は、「粘着剤層の少なくとも個人識別番号に接触する部分には個人識別番号通知書に粘着しない非粘着領域を有する」のに対し、文献1発明は、粘着剤層の形成が、シール全面についてなのか、その一部なのかが明らかではない点

一致点, 相違点について, 両当事者の間に争いはない。

10. 論点

(1)課題

論点「当業者は、文献1の個人識別番号保護シールにおいて、反復して貼り替えても判 読不能にならないようにする本件特許発明の課題を解決しようとするか?」

- ① 本件特許発明の課題が当業者に周知である場合,文献1に当該課題の記載がなくとも,当業者は課題解決に向けて文献1発明を改良しようとするか? 改良しようとする:Y 改良しようとしない:N
- ② 本件特許出願日から5年以上前の一利用者の感想である文献3のみを根拠に、本件 特許発明の課題を個人識別番号保護シール製造・販売業者である当業者に周知の 課題と認定することは妥当か?

妥当:Y 妥当でない:N

(2) 技術分野

論点「当業者が文献1の個人識別番号保護シールを改良するにあたり、文献2が属する 秘密保持シートの技術分野の技術の適用を試みる程度に文献1及び2が属する技術分野 は関連するか?」

関連する:Y 関連しない:N

(3) 作用・機能

論点「文献1と文献2には、『剥離行為を感知する』という作用・機能の共通性がある。文献1には明記はないがシール上の署名により他人によるシールの剥離を感知する作用・機能があり、文献2は剥離の際に転移する不透明の印刷層により他人によるシート体の剥離を感知する作用・機能を有する。本件特許発明の課題とは対応せず、感知のための構造は異なるものの、『剥離行為を感知する』という共通の作用・機能は、文献2を文献1に適用する動機付けとなるか?

動機付けとなる:Y 動機付けとならない:N

(4) 効果

論点「当業者が文献2を文献1に適用する動機がある場合,反復して貼り替えても判読不能にならないという本件特許発明の効果は,当業者が予測できる範囲内といえるか?」 予測範囲内といえる:Y 予測範囲内といえない:N

(5) 結論

論点「(1)~(4)を勘案し総合的に本件特許は,無効か?」 無効である:Y 無効でない(有効):N

「審判実務者研究会報告書 2019」事例7を元に特許庁作成



以上